

集会所の使用法

設定 昭和 60 年 12 月 9 日
最終改定 令和 2 年 5 月 10 日

1	使用対象	管理組合員及びその同居者
2	対象範囲	管理組合員及びその同居者が主催する行事、サークル活動、会合、教室等
3	使用時間	(1) 使用時間の基本単位を 1 時間とする。 (2) 通常使用 平日 -----9 時 30 分から 17 時まで 土曜日 -----9 時 30 分から 12 時まで (3) 夜間使用 ・平日 17 時又は土曜日 12 時以降に、その前の時間帯から継続して使用する場合は、従来通り管理主任の許可のもとで、組合員は鍵を借用して継続使用できる。 ・継続以外で使用の場合は、管理組合の 4 役(理事長、副理事長、総務、会計の各理事)へその旨を連絡し、了承が得られた場合は使用できる。
4	使用手続き等	(1) 申し込み：使用日の 10 日前から 使用責任者は、集会所使用願いを提出のうえ、使用承認証の交付を受けて下さい。 (2) 責任使用の場合は、前記の手続きをした後、使用許可証を提示して、集会所玄関の鍵をあらかじめ、管理主任から借り受けて下さい。
5	使用上の注意	(1) 整理整頓に心掛けましょう。 (2) 使用后、電気・ガス・戸締りの確認をしてください。 (3) 火器持ち込みは禁止。 (4) 料理、調理は原則禁止ですが、集会所のコンロによる温め等は可とします。(理事長の承認を得た場合を除く) (5) 外部からの参加者がある場合、車での来場は遠慮願います。団地内は駐車禁止です。

注(1) 国、県、市、区など公共の行事で、管理組合理事長が必要と認めるとき、又は組合員の緊急を要する行事(葬儀など)は優先使用することができる。

注(2) 各種教室などの長期連続使用については、使用の曜日、時間を優先考慮するが、何れか一方の部屋は空けておくものとする。

(使用料)

使用料は、下記のとおりとする。

(料金は 1 時間単位の料金)

使用目的	洋室	和室	第二集会所	備考	
組合員のサークル	140 円	100 円	500 円		
営 利 事 業	A. 英語、珠算等	500 円	430 円	1,000 円	和室の午前中利用は不可
	B. 書道、絵画等	700 円	×	1,000 円	和室は利用不可
	C. 物品の販売等	1,000 円	1,400 円	2,000 円	
組合員の葬祭行事	無 料				

<利用時間帯区分>

午 前 ----- 9:30～10:30, 10:30～11:30, 11:30～12:30

午 後 ----- 13:00～14:00, 14:00～15:00, 15:00～16:00, 16:00～17:00

夜 間 ----- 17:00 以降の各 1 時間単位で 22:00 まで。

ただし、組合員の葬祭行事の場合は 22:00 以降も利用可。(平成 2 年 6 月改定)